

## 利用できる所沢市のサービス

行政サービス名称	内容
<p>「所沢産農産物引換券」等をプレゼントさらに、市の指定する日に届出した場合、急須もあわせて贈呈</p> <p>担当：農業振興課</p>	<p>届出したカップルに「所沢産農産物引換券」をプレゼントします。さらに、市の指定する日に届出した場合、急須もあわせて贈呈します。</p> <p>※所沢市に婚姻届を提出した方に実施しているサービスで、本制度の届出をしたカップルも対象となります。</p>
<p>税務証明（所得課税（非課税）証明書、納税証明書等）の交付</p> <p>担当：市民税課</p>	<p>証明発行窓口でパートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書及び届出受理証明カードを提示していただくことで、本人と同一生計で同居している場合に限りに、親族と同様に証明書を交付します。</p>
<p>市民医療センターでの「診療記録の開示請求」</p> <p>担当：市民医療センター総務課</p>	<p>「所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード」に緊急時の医療提供に関する意思表示をしておくこと、パートナーによる対応が可能となります。</p>
<p>市営住宅の申込み</p> <p>担当：市街地整備課</p>	<p>所沢市営住宅への入居申込みが可能です。</p> <p>※入居申込資格として、市内在住又は在勤に関する要件や収入基準等、所定の要件有</p>
<p>親子を対象としたサービスの利用</p> <p>担当：各所管課</p>	<p>以下の利用が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親子収穫体験（さといもの植え付け、収穫体験、茶摘み体験、いちご狩り体験等）への参加</li> <li>・こども支援センターの4歳未満の乳幼児の親子が安心して過ごすことができる交流施設の利用</li> <li>・両親学級への参加</li> </ul>
<p>スマートハウス化推進補助金(家庭用)における「三世代同居の加算措置」</p> <p>担当：まちごとエコタウン推進課</p>	<p>18歳未満を含む三世代が同居して日常生活を営んでいる場合、補助金額と上限額の10%を加算して交付する補助金において、加算対象となる三世代同居に本制度の届出をした人を加えます。(補助金の交付は予算額に達すると終了)</p>

サービス名称	内容
<p>運転免許証自主返納者に配布の「ところバスの無料乗車回数券」の利用</p> <p>担当：都市計画課</p>	<p>運転免許証自主返納者に配布している、ところバスの無料乗車回数券（同居家族も利用可）について、本制度の届出をした方（同居に限る）も家族として取り扱います。</p>
<p>消防での証明書交付</p> <p>担当：埼玉西部消防組合</p>	<p>令和6年7月1日より、(1)救急車による搬送証明書の交付 (2)り災証明書の交付 において、本制度の届出をした方を家族として取り扱います。</p>

※令和6年6月現在の内容です。